

〈り災証明について〉

- この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 - ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
 - ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 - ※ 表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。